

議案第 39 号

三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町税条例（昭和 35 年 9 月三宅町条例第 37 号）の一部を
改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 4 日提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町税条例の一部を改正する条例

三宅町税条例（昭和３５年９月三宅町条例第３７号）の一部を次のように改正する。
附則第１５条の２の３を削る。

附 則

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

三宅町税条例の一部を改正する条例（昭和35年9月三宅町条例第37号） 新旧対照表

改正後（案）	現行
附 則 （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第15条の2の2 略 2～4 略 （軽自動車税の環境性能割の減免の特例） 第15条の3 略	附 則 （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第15条の2の2 略 2～4 略 <u>（軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例）</u> <u>第15条の2の3 町長は、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、</u> <u>県知事が自動車税の環境性能割の納税義務を免除する自動車に相</u> <u>当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、</u> <u>軽自動車税の環境性能割を課さない。</u> （軽自動車税の環境性能割の減免の特例） 第15条の3 略